

新型コロナウイルス感染症発生時（疑い含む）の対応

学校内・寮内での感染拡大を防ぐため、早急な対応が必要となります。以下の時、すみやかに学校や寮へ報告をしてください。

生徒や同居家族が

1. 濃厚接触者となる可能性がある時（濃厚接触候補の考え方については裏面参照）
2. PCR検査等、新型コロナウイルスの検査を受けることになった時
3. 新型コロナウイルス感染症と診断された時

〈連絡先〉

昴学園高等学校職員室 0598-76-0009

きらら寮事務室 0598-76-1352

閉寮日の連絡先：県立学校緊急時間外受付 052-982-9350（休日24時間、平日午後5時～翌午前8時）

※生徒や教職員の感染判明時には、感染拡大防止のため、個人の特定にならないよう配慮し、当該生徒・保護者と相談の上で、全校生徒・保護者へ連絡をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症発生時等の連絡は、安心メール等で都度連絡します。改めて、安心メールの登録状況をご確認ください。安心メール登録に関しての不明な点は、学校へお問い合わせください。

【保護者から学校・寮への報告内容の例】

1. 学年・組・生徒名
2. 現在の状況（濃厚接触者と特定・濃厚接触の可能性・検査を受ける・感染が判明・その他）
3. 検査の種類（PCR検査・抗原検査・その他）、検査日と結果判明日
4. 保健所・医療機関からの指導内容
5. 発症日、最終登校日、帰寮日等、発症2日前（無症状の場合検査の2日前）からの行動
6. 濃厚接触となる可能性がある相手が学校・寮にいるか。

【学校・寮の対応について】

校内で感染者・濃厚接触者が発生した場合、保健所や県教育委員会の指示に従い、次のように対応します。感染者・濃厚接触者の人数や、感染の可能性がある期間の活動内容等の状況により、対応が異なります。

1. 生徒本人の感染が判明した場合、または濃厚接触者に特定された場合、PCR 検査を受ける場合は、出席停止の措置をとります。出席停止の期間や療養・待機場所については、保健所の指示をふまえ決定します。
 ※原則として、医療機関への入院、保護者の管理下による療養・待機とします。
 ※感染拡大を防ぐ目的において、状況により必要に応じて、保健所からの指示に従い、一定期間の寮の閉鎖や寮内での隔離等に協力します。
2. 感染が判明した時点で、生徒の安全に配慮し、保健所等の指示を受けて一斉下校（寮生は寮の自室で待機）となる場合があります。帰宅時は、公共交通機関の使用を控えてください。
3. 学校・寮は、保健所による「感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の特定にかかる調査」に協力します。
 ※濃厚接触の特定や検査結果の判明に至るまで、寮生は寮の自室で待機となる場合があります。寮生の帰宅等に関しては、学校・寮からの連絡をお待ちください。
4. 必要な箇所の消毒や濃厚接触者の特定に必要な期間、臨時休業を実施する場合があります。臨時休業の期間は、部活動や補習などの課外活動も中止となります。濃厚接触者がいない（他の生徒や教職員と接触していない）等の場合においては、臨時休業を実施しないことがあります。
5. 感染が判明した場合、三重県は居住市町名・性別・10代等の年齢等を公表します。プライバシーの保護や人権への配慮をお願いいたします。

参考：文部科学省が示している濃厚接触者候補の考え方

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、**感染者の感染可能期間【発症2日前（無症状の場合は陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間】**のうち、当該感染者が入院、宿泊施設療養または自宅療養を開始するまでの期間において以下の①または②いずれかに該当する児童生徒及び教職員とする。①②候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が1人でも、感染状況によっては原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とすることが考えられる。

①濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居（寮等において同室の場合を含む）または長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1m以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）
- ・**手で触れる事のできる距離(目安1m)に必要な感染予防策なし(※)で、感染者と15分以上の接触があった者**
 ※必要な感染予防策は、マスク着用の有無のみならず、鼻出しマスクやあごマスク等、マスクの着用が不適切でなかったかについても確認する。

②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、または物理的距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動）
- ・**感染者と食事の場や洗面浴室などの場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮で生活）**
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等